

新潟県薬剤師会青年部規約

(名称)

第1条 本青年部は、新潟県薬剤師会青年部（以下、「青年部」とする）と称する。

(事務局)

第2条 本青年部の事務局を社団法人新潟県薬剤師会（以下、本会とする）の事務局内に置く。

(目的)

第3条 本青年部は、各世代間の懸け橋となり会員相互の交流・連携を深め、本会の組織強化を行うと共に、薬剤師としての技術・知識の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、県民の健康な生活を確保するものとする。

(事業)

第4条 本青年部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部員相互の交流・連携を図るための会合の開催
- (2) 技術・知識等の向上を図るための研修会の開催
- (3) 本会の事業に対する協力及び意見具申
- (4) 学校薬剤師、お薬教育、薬物乱用防止啓蒙活動等の社会貢献事業
- (5) その他目的を達成するために必要な独自事業

(部員資格)

第5条 本青年部の部員は、本会の会員で、青年部の趣旨に賛同した45歳以下の者とする。

(加入)

第6条 前条の資格を有するもので、所定の入部申込書を提出したものとする。

(部費)

第7条 本青年部の部費は、本会理事会で定めた部費を部員から徴収することができる。

(退部)

第8条 部員が退部しようとするときは、退部届を事務局に提出しなければならない。

- 2 本会を退会したときは、同時に本青年部の退部届を事務局に提出しなければならない。
- 3 45歳をむかえた者は、その事業年度の終わりに退部することとする。

(役員の数)

第9条 本青年部の役員は、次のとおりとする。

- (1) 青年部長 1名
- (2) 青年副部長 2名
- (3) 幹事 5名以上10名以内 (また、幹事長1名を選任する)

(役員を選任)

第10条 青年部長は本会会長が本青年部の部員のうちから指名する。

- 2 本青年部の役員は、青年部長が本青年部の部員のうちから指名する。

(役員職務)

第11条 青年部長は、本青年部を代表し業務を統括する。

- 2 青年副部長は、青年部長を補佐し、青年部長に事故又は欠員があるときは、青年部長があらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、本会の役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任あるいは任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 本青年部に顧問をおく。

- 2 顧問は、本会会長が指名する。
- 3 顧問は、青年部長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(機関)

第14条 本青年部に幹事会をおく。

(幹事会)

第15条 幹事会は、青年部長、青年副部長及び幹事をもって構成する。

(幹事会権限)

第16条 幹事会はこの規約に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 本青年部の業務執行の決定
- (2) その他、青年部長が必要と認めた事項

(幹事会の議長)

第 17 条 幹事会の議長は、青年部長が務める。

(幹事会の議決)

第 18 条 幹事会の議事は、幹事の半数以上が出席し、その議決は出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業年度)

第 19 条 本青年部の事業年度は、本会の事業年度に準ずる。

(規約の変更)

第 20 条 この規約は、本会理事会で変更することができる。

(補則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会の決議による。

附 記

この規約は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。